

平成26年度国家公務員倫理審査会政策評価結果

国家公務員倫理審査会決定
平成27年3月19日

国家公務員倫理審査会は、平成26年度国家公務員倫理審査会政策評価結果について、次のとおり決定する。

評価の考え方

政策評価は、主として「達成度」で評価することとし、その「達成度」の評価は、当該評価対象期間における具体的取組を進めたことにより、各政策における政策目標がどこまで実現できたかを総合的に評価している。

○「達成度」に係る評語適用基準

評語(高順位)	評語適用の目安
A	目標を <u>上回った</u> 具体的な取組内容を全て実現し、かつ、政策の本質的な目標に向けて顕著な進展が見られた (100%+ α)
B	目標は <u>達成された</u> (具体的な取組内容を全て実現した (100%))
C	目標は <u>おおむね達成された</u> (具体的な取組内容をおおむね実現した (75%以上100%未満))
D	目標は <u>ある程度達成された</u> (具体的な取組内容をある程度実現した (50%以上75%未満))
E	目標を <u>ほとんど達成できなかった</u> (具体的な取組内容をほとんど実現できなかった (50%未満))

評価結果一覧

政 策	達成度	ページ
1 職員の倫理意識の涵養及び倫理的な組織風土・ 環境の構築	C	P. 1
2 不祥事への厳正な対応	C	P. 4

平成26年度国家公務員倫理審査会における評価結果

政策所管部局

国家公務員倫理審査会事務局

<p>政 策</p>	<p>1 職員の倫理意識の涵養及び倫理的な組織風土・環境の構築</p>
<p>目 標</p>	<p>(政策目標)</p> <p>(1) 倫理法・倫理規程の内容に限らず、広い意味での公務員倫理を取り上げるなど、公務員倫理に関する研修（幹部職員を対象とするものを含む。）の在り方の検討、定期的・計画的な倫理研修の実施の促進等を通じ、職員の倫理意識を涵養する。</p> <p>(2) また、通報制度の活用の推進や倫理保持体制の一層の充実・強化を進めることを通じ、倫理的な組織風土を構築する。</p> <p>(具体的取組)</p> <p>(1) 平成25年度の政策評価で、参加者がより一層危機感を持ち、かつ、身近に感じられるような研修教材の充実・活用を行いながら、倫理制度説明会、公務員倫理セミナー等の一層の充実を図ることとされたことを踏まえた取組を進める必要がある。</p> <p>そのため、</p> <p>a) ケーススタディ用DVD研修教材（Vol.9）の開発・配付</p> <p>b) 事例集の改訂・配付</p> <p>c) 一般職員用自習研修教材の改訂・配付</p> <p>d) 倫理制度説明会、公務員倫理セミナーや倫理週間における各種取組の充実</p> <p>などを行う。</p> <p>(2) 平成25年度の政策評価における職員に対する通報窓口の一層の周知が必要との有識者の意見を踏まえ、倫理的な組織風土・環境の構築のため、各府省等及び倫理審査会の通報窓口の両方に関する周知の徹底（各府省インターネットや研修の活用等）による活用の推進を行うとともに、外部通報窓口の設置の推進など通報制度の一層の整備等を行う。</p>
<p>具体的取組結果</p>	<p>《取組内容1》ケーススタディ用DVD研修教材（Vol.9）の開発・配付</p> <ul style="list-style-type: none"> 最近問題となった事案、職員が判断に迷う事例や対応に困る事例を取り上げたケーススタディ用DVD研修教材（Vol.9）を作成し、各府省等に2,750部配付した。本教材は各府省等における研修等で活用された。 <p>《取組内容2》事例集の改訂・配付</p> <ul style="list-style-type: none"> 国家公務員倫理規程について、よりわかりやすい内容となるよう最近の照会事例や違反事例を盛り込んだ事例集の改訂を行い、各府省等に配付した。 <p>《取組内容3》一般職員用自習研修教材の改訂・配付</p> <ul style="list-style-type: none"> 倫理法・倫理規程についての理解の促進に加えて、広い意味の公務員倫理を取り上げるとともに、通報制度の意義の周知などを盛り込んだ一般職員用自習研修教材の改訂を行い、各府省等に配付した。 <p>《取組内容4》倫理制度説明会、公務員倫理セミナーの開催及び倫理週間における各種取組の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 各府省等の倫理事務担当者等を対象とする倫理制度説明会を全国10か所において開催した。また、国家公務員をはじめ地方自治体の職員や民間企業の従業員も対象とする公務員倫理セミナーを新潟市（10月）及び岡山市（11月）において開催した。 12月1日から7日までを国家公務員倫理週間とし、公募による標語の設定、当該標語を用いたポスター・パンフレット等の作成・配付、各府省等におけるポスター掲示、中央合同庁舎2号館屋外LEDによる周知、公務員倫理に関する講演会の開催等の取組を実施した。また、各府省等の倫理

	<p>監督官（事務次官等）に対し、所属職員を対象とする公務員倫理に関する講話の実施及びメールの送信を依頼し、これらの措置が実施された。</p> <p>《取組内容5》各府省等及び倫理審査会の通報窓口の両方に関する周知徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 倫理制度説明会等の機会を捉え、各府省等の倫理事務担当者に対し、各府省等及び倫理審査会の通報窓口の両方に関する周知徹底を求めた。また、倫理週間のポスター・パンフレット等の作成や一般職員用自習研修教材の改訂に当たり、通報制度について重点的に記載することで、職員への周知を図った。 <p>《取組内容6》外部通報窓口の設置の推進など通報制度の一層の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外部通報窓口が未設置である各府省等に対して、ヒアリング等の場を通じてその設置を求めた。 ・ 通報者保護の充実などの観点から、通報制度の整備についての会長通知の全面改正等を行い、各府省等に通知した。
<p>測定指標（ある場合に記入）</p>	<p>【達成した測定指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 倫理制度説明会受講者の理解度の状況（受講者のアンケート結果を点数化したスコア80点以上） 84.6点（「大変役立った」54.4%、「ある程度役立った」45.2%、「あまり役立たなかった」0.4%、「まったく役立たなかった」0.0%） ・ 職員を対象とするアンケートの結果において、各府省等又は倫理審査会の通報窓口を知っていたとする職員の割合80%以上 80.7% <p>【達成できなかった測定指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公務員倫理セミナー受講者の満足度の状況（受講者のアンケート結果を点数化したスコア80点以上） 71.0点（「満足」27.2%、「ある程度満足」60.3%、「やや不満」11.0%、「不満」1.6%） ・ 国家公務員倫理週間における講演会の満足度の状況（受講者のアンケート結果を点数化したスコア80点以上） 76.8点（「満足」42.6%、「ある程度満足」45.9%、「やや不満」10.8%、「不満」0.7%） ・ 職員を対象とするアンケートの結果において、倫理法等違反行為を発見した場合に通報しようと思うとする職員の割合80%以上 32.5%（「通報しようと思う」32.5%、「通報しようとは思わない」13.3%、「分からない」54.2%） ※ 平成26年度アンケートから追加した「分からない」を除いた割合は「通報しようと思う」71.0%、「通報しようとは思わない」29.0% ・ 外部通報窓口を設置している府省等の割合90%以上 83.3%（48府省等中40府省等） <p>※ アンケート結果（4段階評価）を点数化したスコアの計算方法 回答者中 最上位の評価→100点、2番目の評価→約66.7点、3番目の評価→約33.3点、最低の評価→0点として平均値を算出</p> <p>※ これらの測定指標については、上記の取組を行った結果、全体として改善傾向が見られる。</p>
<p>達成度の評価</p>	<p>評語 C</p> <p>《理由》</p> <p>具体的に取り組むべき事項については、全て実施することができた。また、測定指標については、ほとんどの指標においてあらかじめ設定した目標を達成できた又は目標に近い結果を得ることができた。</p> <p>具体的な取組内容を全て実現したことを踏まえると、測定指標においては達成できなかったものがあつたものの、平成26年度における目標はおおむね達成されたと考える。</p>
<p>施策の分析</p>	<p>職員の倫理意識の涵養については、平成12年4月の全面施行以降15年を経て倫理法・倫理規程が職員に相当程度定着していることを踏まえ、引き続き、規定の内容の正確な理解を促進するとともに、そうした知識の付与に留まらず、研修等において広い意味での公務員倫理を取り上げることによる倫理意識の向</p>

	<p>上に取り組む必要がある。</p> <p>また、倫理的な組織風土・環境の構築については、その一方策としての通報制度の整備や職員への通報窓口の周知が進展している一方、通報窓口の活用については消極的な意見の職員も少なくないことから、今後は、その原因の分析を行い、対応を検討していくことが必要である。</p>
<p>今後の施策に反映させるべき事項</p>	<p>倫理法・倫理規程の周知・徹底はもとより、参加者がより危機感を持ち、かつ、身近に感じられるような事例を含め、広い意味での公務員倫理、組織風土の改革などの内容について検討を進めた研修教材の活用を行うことによって、倫理制度説明会、公務員倫理セミナー等の一層の充実を図る。</p> <p>また、倫理的な組織風土の構築のため、通報窓口の活用などの推進についての検討を進める。</p>
<p>有識者の意見</p>	<p>民間企業では外部通報窓口の設置は必須となっており、未設置の府省には設置を求めるべきではないか。</p>

平成26年度国家公務員倫理審査会における評価結果

政策所管部局

国家公務員倫理審査会事務局

<p>政 策</p>	<p>2 不祥事への厳正な対応</p>
<p>目 標</p>	<p>(政策目標) 各府省を支援し、違反事案に対する調査ノウハウ、懲戒手続の留意点、懲戒処分事例の提供などを行い、違反事案に対し厳正かつ迅速な対応を行う。</p> <p>(具体的取組) 事案処理の際の各府省への助言、調査・懲戒手続等に関する各府省対象の会議(年1回)や説明会の開催(10か所)、懲戒処分事例集の作成・配付等を行う。</p>
<p>具体的取組結果</p>	<p>《取組内容1》事案処理の際の各府省への助言</p> <ul style="list-style-type: none"> 倫理法等違反が発生した際の各府省の調査の進行に対する適切な指導・助言を行うことにより、違反事案に対する厳正かつ迅速な対応を徹底した。 <p>《取組内容2》調査・懲戒手続等に関する各府省対象の会議・説明会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> 本府省等の倫理事務担当者を対象とする会議(平成26年4月)や、本府省及び地方支分部局等の倫理事務担当者等を対象とする倫理制度説明会(全国10か所)を開催し、調査及び懲戒手続の留意点等についての周知を図った。 <p>《取組内容3》懲戒処分事例集の作成・配付</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成25年度に係る懲戒処分事例集をとりまとめ、平成26年4月に各府省等の倫理事務担当者に配付した。また、職員や民間企業等にも広く周知・啓発を行うため、倫理審査会のホームページ及び人事院の年次報告書に掲載した。
<p>測定指標(ある場合に記入)</p>	<p>【達成した測定指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 該当なし。 <p>【達成できなかった測定指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 全事案件数に占める90日以内の期間で調査結果の報告を行った事案件数の割合80%以上 78.6%
<p>達成度の評価</p>	<p>評語 C</p> <p>《理由》 具体的に取り組むべき事項については、全て実施することができた。また、倫理法等に違反する疑いのある行為に関する調査については、本人及び関係者の陳述に加え、その裏付けとなる客観的資料を入手した上で、事実認定を的確に行うことによって事案の真相を解明する必要があるが、一部の調査に時間を要した結果、任命権者から端緒報告を受けた日から90日以内の期間で調査結果の報告を行った事案の割合は78.6%にとどまり、一部の事案では90日以内の期間で調査結果の報告を行うことができなかった。 以上を踏まえると、平成26年度における政策目標はおおむね達成されたものとする。</p>
<p>施策の分析</p>	<p>違反事案に対しては厳正かつ迅速な対応を行うことが第一であるが、厳正な対応により調査に時間を要することがあり、その際は迅速な対応を行うことができないやむを得ない場合もある。</p>

今後の施策に反映させるべき事項	違反事案に対する一層の厳正かつ迅速な対応を行えるよう、従前の取組を引き続き行うとともに、調査に時間を要した事案については、その要因等进行分析し、今後の事案処理に生かせるようにしていく。
有識者の意見	なし